

転入予定申込に関する同意書

江東区福祉事務所長 殿

私は、本書のとおり江東区に転入するため、江東区認可保育所等への入所を希望します。

入所申込みにあたっては、下記住所への転入及び確認事項欄の内容に同意し、それを順守します。

1 申込児童について

児童氏名①	フリガナ	児童氏名②	フリガナ
生年月日	平成 令和 年 月 日生	生年月日	平成 令和 年 月 日生
第1希望園		第1希望園	
クラス年齢	歳児クラス	クラス年齢	歳児クラス

2 転入予定年月日 年 月 日

3 転入先住所 江東区 建物名

<転入先住所の注意事項>

- ① 転入先住所は、賃貸借契約書等をよく確認し、「番地・部屋番号」まで正確に記入してください。
- ② 新築等で番地まで記入できない場合は、把握している住所まで記入し、建物名欄に「新築」とご記入ください。
- ③ ①②を満たしておらず、転入予定があると判断できない場合、利用調整の対象にならない可能性があります。

4 転入後の同居者

※申込児童（本人）も含めて、同じ住所に居住予定の方全員分の氏名をご記入ください。

例：江東区在住の祖母の家に、父・母・子1人が転入してくる場合は計4名（父・母・子・祖母）の記入が必要です。

氏名：	児童との続柄（ ）	氏名：	児童との続柄（ ）
氏名：	児童との続柄（ ）	氏名：	児童との続柄（ ）
氏名：	児童との続柄（ ）	氏名：	児童との続柄（ ）
氏名：	児童との続柄（ ）	氏名：	児童との続柄（ ）

<確認事項欄>

下記項目をご確認のうえ、すべてに☑をした状態でご署名をお願いいたします。

- 1 申込希望年度の「江東区入園のしおり」で、他自治体からの申込み手続きの流れについて事前に確認しました。
- 2 入所月の1日までに江東区に転入し、住民登録の異動（転入届）手続きを行います。
- 3 江東区に転入後、改めて江東区民として保育園の申込手続き（本申込）を行います。
- 4 入所内定したにもかかわらず、2及び3の手続きが完了しなかった場合、内定取消しとなっても異議はありません。
- 5 毎月申込期限までに本書の提出がない場合は、当月利用調整の対象にならないことについて了承します。
- 6 本書のほか、「申込児童の住民票の写し（※）」を提出します。
※住民票の写しの代わりに、公的機関など第三者が発行した申込児童の生年月日がわかるものでも可能です。
- 7 本書は令和7年度4月入園以降の申込で使用することができ、令和6年度入園の申込には「転入年月日・転入先住所が確認できる書類」を提出します。

すべての項目について理解し、同意のうえ提出します。

記入日 年 月 日

保護者署名